

議案第 51 号

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市印鑑条例(昭和50年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 2 印鑑の登録を受けている者は、前項の規定によるほか、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者自らが操作を行うことにより、証明書を交付する機能を有するものをいう。)を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第18条第1号中「とき」の次に「(前条第2項の規定による申請を除く。)」を加える。

### 附 則

この条例は、令和5年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 51 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

各種証明書のコンビニ交付導入に伴い、印鑑登録証明書の申請及び交付について、コンビニ交付に対応できるよう、所要の改正を行おうとするものです。